

兵庫県公報

令和2年5月29日 金曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（児童課）	1

公布された法令のあらまし

●児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第32号）

- 児童福祉法による措置に要する費用に係る徴収金等について定める国の未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱等の一部改正により、当該徴収金の額を算定する際に用いる当該徴収金の納入義務者の属する世帯の階層区分について、所得税の額によって決定するものとされていたものが市町村民税の所得割の額によって決定するものとされたことに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 児童福祉法により児童を障害児入所施設に入所させる措置に要する費用に係る徴収金について定める国の障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱の一部改正により、小学校就学前の児童に係る徴収金の額の特例が新設されたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第32号

児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和39年兵庫県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「助産の実施」の右に「(以下「助産の実施」という。）」を、「母子保護の実施」の右に「(以下「母子保護の実施」という。）」を加え、「児童自立生活援助の実施（以下）」を「児童自立生活援助の実施（以下「児童自立生活援助の実施」という。）」(以下これらを「」に改める。

第2条中「各号に掲げる」の右に「措置等の」を加え、同条第1号中「措置」の右に「(以下「療育の給付」という。）」を加え、「応じて同表右欄」を「応じ、それぞれ同表の右欄」に改め、同条第2号中「法第22条第2項に規定する」を削り、「応じて同表右欄」を「応じ、それぞれ同表の右欄」に改め、同条第3号中「法第23条第2項に規定する」及び「若しくは第2項」を削り、「措置」の右に「(児童を障害児入所施設に入所させる措置を除く。以下「児童入所施設への入所の措置」という。）」を加え、「法第33条の6第1項に規定する」を削り、「応じて同表右欄」を「応じ、それぞれ同表の右欄」に改め、同条に次の1号を加える。

- (4) 法第27条第1項第3号に規定する措置（児童を障害児入所施設に入所させる措置に限る。）又は同条第2項に規定する措置（以下これらを「障害児入所施設への入所等の措置」という。）を受けた者に係る徴収金 別表第4の左欄に掲げる納入義務者の属する世帯の階層区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

第3条第1項中「前条第1号に係る措置」を「措置等（助産の実施を除く。）」に改め、「又は同条第3号に係る措置を受けた者が同一納入義務者に2人以上ある場合」を削り、「からの」を「から徴収する」に、「同条第1号又は第3号」を「前条第1号、第3号又は第4号」に、「19」を「20」に改め、同条第2項中「前条第2号に係る」を削り、「以下」の右に「この項において」を加え、「に係る徴収金」を「から徴収する徴収金」に改め、同条第3項中「又は第3号に規定する徴収金に係る」を「から第4号までに掲げる徴収金の」に、「又は別表第3」を「別表第3のB階層又は別表第4」に、「納入義務者に係る」を「当該納入義務者から徴収する」に改め、同項第2号中「第6条」を「第6条第1項」に改め、「女子」の右に「又は同条第2項に規定する配偶

者のない男子」を加え、同条第4項中「前条第3号に係る措置」の右に「又は障害児入所施設への入所等の措置」を加え、「からの」を「から徴収する」に、「措置で」を「措置又は障害児入所施設への入所等の措置で」に、「及び」を「若しくは同条第4号又は」に改め、同条第5項を同条第8項とし、同条第4項の次に次の3項を加える。

- 5 障害児入所施設への入所等の措置を受けた者が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合における当該納入義務者から徴収する徴収金（当該障害児入所施設への入所等の措置に要する費用のうち、食事の提供に要する費用、日用品費その他の当該障害児入所施設への入所等の措置を受ける者に負担させることが適当であると認められるものとして知事が定める費用（次項において「実費負担費用」という。）に係る徴収金を除く。）の額は、0円とする。
- 6 前項に規定する場合における実費負担費用に係る徴収金の額は、別表第4の左欄に掲げる納入義務者の属する世帯の階層区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を上限とする。
- 7 障害児入所施設への入所等の措置を受けた者が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過するまでの間にある児童であって当該納入義務者の属する世帯の階層区分が別表第4のB階層に属する場合における当該納入義務者から徴収する徴収金の額についても、前2項と同様とする。

別表第1中「第2条関係」を「第2条、第3条関係」に改め、同表C階層の款及びD階層の款を次のように改める。

C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）		4,500	
D階層	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	1	3,000円以下	5,800
		2	3,001円から5,800円まで	6,900
		3	5,801円から8,700円まで	7,600
		4	8,701円から13,000円まで	8,500
		5	13,001円から17,400円まで	9,400
		6	17,401円から22,400円まで	11,000
		7	22,401円から28,200円まで	12,500
		8	28,201円から58,400円まで	16,200
		9	58,401円から75,000円まで	18,700
		10	75,001円から96,600円まで	23,100
		11	96,601円から121,800円まで	27,500
		12	121,801円から175,500円まで	35,700
		13	175,501円から221,100円まで	44,000
		14	221,101円から380,800円まで	52,300
		15	380,801円から549,000円まで	80,700
		16	549,001円から579,000円まで	85,000
		17	579,001円から700,900円まで	102,900
		18	700,901円から849,000円まで	122,500
		19	849,001円から1,041,000円まで	143,800
		20	1,041,001円以上	全額

別表第1注1中「前年分の所得税又は」及び「前前年分の所得税又は」を削り、同表注2中「、「所得割の額」及び「所得税の額」を「及び「所得割の額」に、「よる」を「より算定した額をいう」に改め、同表注3中「児

童の措置」を「療養の給付」に改め、「医療保険各法」の右に「(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。)」を加える。

別表第2中「第2条関係」を「第2条、第3条関係」に改め、同表C階層の款及びD階層の款を次のように改める。

C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯(所得割の額のない世帯)			4,500
D階層	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	1	9,000円以下	6,600
		2	9,001円以上	9,000

別表第2注1中「前年分の所得税又は」及び「前前年分の所得税又は」を削り、同表注2中「、「所得割の額」及び「所得税の額」を「及び「所得割の額」に、「よる」を「より算定した額をいう」に改める。

別表第3中「第2条関係」を「第2条、第3条関係」に改め、「助産施設」の右に「及び障害児入所施設等」を加え、「児童自立生活援助」を「児童自立生活援助事業所(以下この表において「児童自立支援施設通所部等」という。)」に、「その他」を「児童自立支援施設通所部等以外」に改め、同表C階層の款及びD階層の款を次のように改める。

C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯(所得割の額のない世帯)			2,200	4,500
D階層	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	1	9,000円以下	3,300	6,600
		2	9,001円から27,000円まで	4,500	9,000
		3	27,001円から57,000円まで	6,700	13,500
		4	57,001円から93,000円まで	9,300	18,700
		5	93,001円から177,300円まで	14,500	29,000
		6	177,301円から258,100円まで	20,600	41,200
		7	258,101円から348,100円まで	27,100	54,200
		8	348,101円から456,100円まで	34,300	68,700
		9	456,101円から583,200円まで	42,500	85,000
		10	583,201円から704,000円まで	51,400	102,900
		11	704,001円から852,000円まで	61,200	122,500
		12	852,001円から1,044,000円まで	71,900	143,800
		13	1,044,001円から1,225,500円まで	83,300	166,600
		14	1,225,501円から1,426,500円まで	95,600	191,200
		15	1,426,501円以上	全額	全額

別表第3注1中「前年分の所得税又は」及び「前前年分の所得税又は」を削り、同表注2中「、「所得割の額」及び「所得税の額」を「及び「所得割の額」に、「よる」を「より算定した額をいう」に改め、同表注3中「児童の措置」を「児童入所施設への入所の措置」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第4(第2条、第3条関係)

障害児入所施設等に係る徴収金の額

納入義務者の属する世帯の階層区分			徴収金の額 (月額)	
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の非課税世帯		2,200	
C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）		4,500	
D階層	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	1	12,000円以下	6,600
		2	12,001円から30,000円まで	9,000
		3	30,001円から60,000円まで	13,500
		4	60,001円から96,000円まで	18,700
		5	96,001円から189,000円まで	29,000
		6	189,001円から277,000円まで	41,200
		7	277,001円から348,000円まで	54,200
		8	348,001円から465,000円まで	68,700
		9	465,001円から594,000円まで	85,000
		10	594,001円から716,000円まで	102,900
		11	716,001円から864,000円まで	122,500
		12	864,001円から1,056,000円まで	143,800
		13	1,056,001円から1,238,000円まで	166,600
		14	1,238,001円から1,439,000円まで	191,200
		15	1,439,001円以上	全額

注 1 当該年度分の市町村民税の課税状況が判明しない場合は、前年度分の市町村民税の課税状況による。

2 この表において「均等割の額」及び「所得割の額」とは、厚生労働省所管補助金等交付規則第2条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した額をいう。

3 この表において「全額」とは、当該障害児入所施設への入所等の措置の実施に要した費用につき、県が支弁すべき額をいう。

様式第1号中「所得税額」を「市町村民税の額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第3条第3項第2号の改正規定及び同条第5項を同条第8項とし、同条第4項の次に3項を加える改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の児童福祉法による費用の徴収に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条、第3条第1項、第2項、第3項（第2号に係る部分を除く。）及び第4項並びに別表第1から別表第4までの規定は、この規則の施行の日（以下この項及び附則第4項において「施行日」という。）以後に実施する措置に要する費用に係る徴収金について適用し、施行日前に実施する措置に要する費用に係る徴収金については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第3条第5項から第7項までの規定は、令和元年10月1日以後に実施する措置に要する費用

に係る徴収金について適用する。

- 4 令和元年10月1日から施行日の前日までの間に実施する措置に要する費用に係る徴収金における改正後の規則第3条第5項から第7項までの規定の適用については、同条第5項中「を受けた」とあるのは「(法第27条第1項第3号に規定する措置(児童を障害児入所施設に入所させる措置に限る。))又は同条第2項に規定する措置をいう。以下この項及び第7項において同じ。)を受けた」と、同条第6項中「別表第4の左欄」とあるのは「児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則(令和2年兵庫県規則第 号。次項において「改正規則」という。)による改正前の別表第3の左欄」と、同条第7項中「別表第4のB階層」とあるのは「改正規則による改正前の別表第3のB階層」とする。